

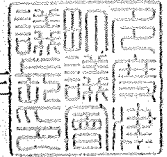
7 多議発第 38 号

令和 7 年 12 月 11 日

多度津町長 丸尾 幸雄 様

多度津町議会

議長 金井 浩三



町議会議員の予算決算審査特別委員会での発言に関する調査  
の最終報告について

令和 7 年 9 月 12 日に開催されました予算決算審査特別委員会における大平  
恭大議員の発言について、貴職より事実確認等の申し入れを受け、議会内に調  
査チームを設置し、発言内容及び関係資料等の調査を実施いたしました。本件  
につきまして、調査の最終結果を下記のとおり報告いたします。

1. 調査資料

当該特別委員会の会議録・録音記録、判決書、裁判記録、大平議員から  
の提出書面により調査しました。

2. 調査結果

(1) 「町が要綱・要領に違反していることは、町側の弁護士も裁判所も認め  
ている」との「事実とは全く異なる主張」に関する事項

①判決書に「本件要綱策定上の不備があったことを認定するに足る事実は認  
められない」との記載がある。

②答弁書の『これらは「不当の問題」の域を超えるものではなく「違法事  
由」に当たらない。』の部分は大平議員の主張する「要綱・要領に違反してい  
ても、法律・条例ではないから法令違反に当たらない」と同一内容ではない。

③「要綱・要領に違反していても、それは法律・条例ではないから法律違反  
に当たらない」ことを町側の弁護士が法廷で発言したことを大平議員は主張し  
ているが、口頭弁論調書・録音記録の証拠書類が無く、立証性がない。

以上の理由により、「町が要綱・要領に違反していることは、町側の弁護士  
も裁判所も認めている」という事実は認められませんでした。

(2) 「事実はもとより判決内容に反して、町が不正を行ったかのような侮辱  
的な発言もありました」との発言に関する事項

当該特別委員会の会議録・録音記録で判断した結果、「皆さん未熟なところ  
がある」、「恣意的なものがある」、「町長の理解が至っていない」等の発言の部

分が町側は侮辱的な発言としている。一方、大平議員は辞職願の辞職理由の中で、自分の発言は侮辱には当たらないと主張しているが、そもそも、町側はこの申し入れによって大平議員を侮辱罪で訴えることを目的としているものではない。

結論として、侮辱かどうか、何が侮辱に当たるかは言葉を受け取った側の主観的な判断に大きく依存しており、最終的にその言葉によって「侮辱された」と感じた人の判断が尊重されるべきである。

### 3. 対応方針

再発防止策として「議会内規」の策定を行い、「多度津町議会会議規則」等を遵守することにより、議会の品位ならびに信頼性を保持し円滑な議会運営に努めます。